

特定福祉用具購入マニュアル



令和6年11月1日 鹿屋市

〈目次〉

- 1 事業の概要・・・3 ページ
- 2 福祉用具の対象種目・・・5 ページ
- 3 福祉用具購入支給申請の流れ・・・7 ページ
- 4 Q&A（事務編・福祉用具購入編）・・・8～12ページ

1 事業の概要

利用者の心身機能や生活機能の維持向上を目指し、利用者が可能な限り、居宅での日常生活を続けることができるようにするために必要な福祉用具を購入した場合、申請により、その費用の一部が介護保険から支給されます。

(1) 支給対象者

要支援 1・2 または 要介護 1～5 の認定を受けている鹿屋市の被保険者

※原則、在宅で生活されている方

(2) 対象となる福祉用具

入浴や排せつに用いるなど、貸与になじまない福祉用具で「2. 福祉用具の種類(P. 5)」に記載されているもののうち、都道府県知事の指定を受けた特定福祉用具販売事業者から購入したもの

※ホームセンターやインターネット・通信販売等での購入は、保険給付の対象外

(3) 支給金額

支給限度基準額の範囲内で、被保険者の負担割合（1～3割）に応じて、福祉用具購入費の7～9割相当額を支給

(4) 支給限度基準額

4月から翌年3月末までの一年度で支給可能な、福祉用具購入費の上限額

【例1】購入費の残額は、同一年度内に限り利用できます。

4 月：腰掛便座（購入費用額：3万円）

8 月：スロープ（購入費用額：2万円）

翌年2月：入浴補助用具（購入費用額：5万円）

同一年度内で
10万円以内

【例2】支給限度基準額を超えた購入費は全額自己負担となります。

【購入金額】 10万5,000円

【支給限度基準額】10万円

【超過額】
5,000円

【保険給付分】
9万円

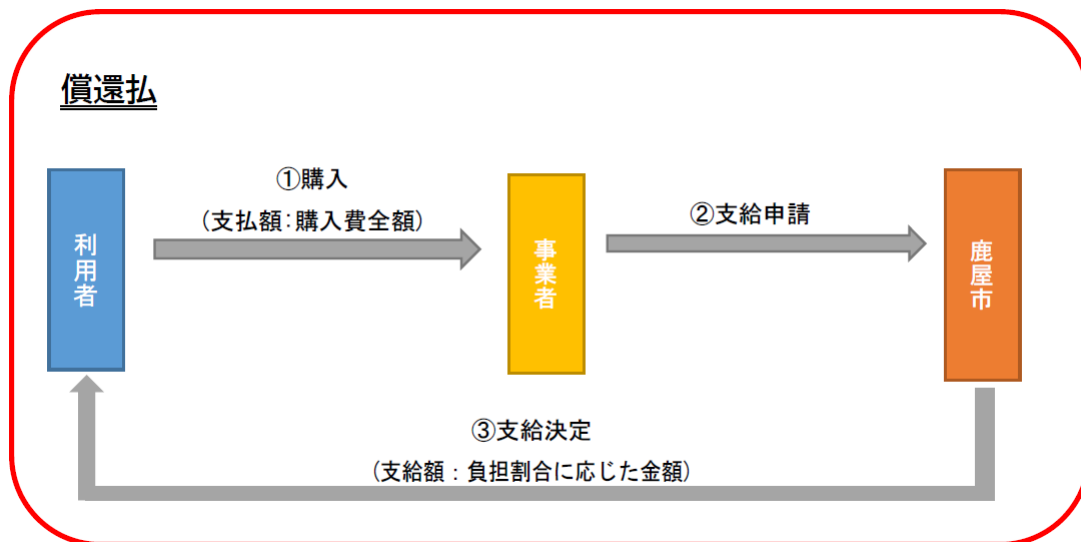
【自己負担額】
1万5,000円

(5) 支給方法

支給方法には、「償還払」と「受領委任払」の2種類があります。

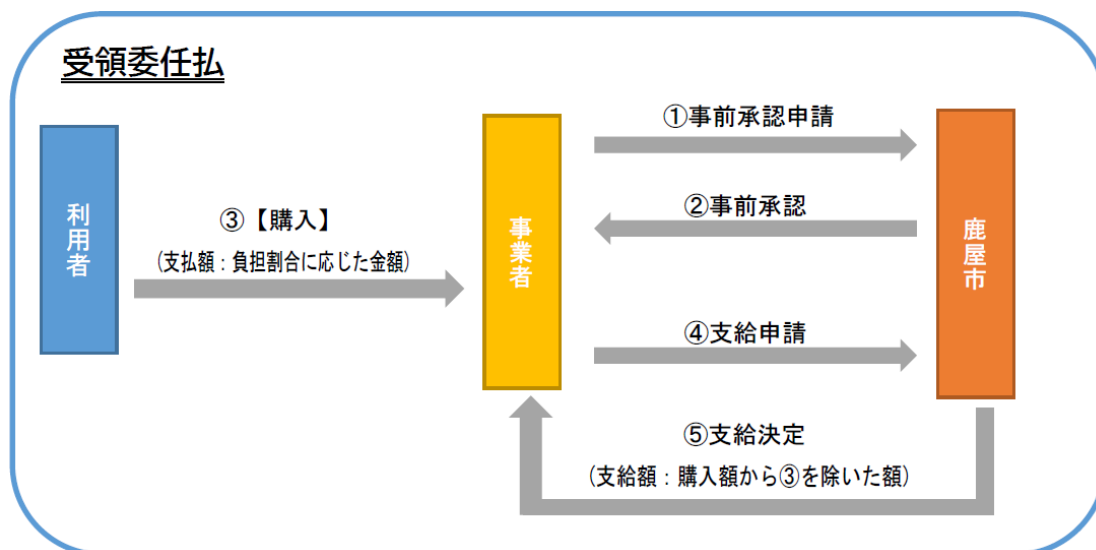
●償還払

- ①【購入】福祉用具を購入し代金を全額支払う。
- ②【支給申請】福祉用具購入に係る支給申請を行う。
- ③【支給決定】支給決定した場合、支給限度基準額の範囲内で、利用者の負担（1～3割）を除いた金額を市から利用者へ支給する。



●受領委任払

- ①【事前承認申請】福祉用具の購入前に、市に事前承認申請を行う。
- ②【事前承認】福祉用具を購入し、負担割合（1～3割）に応じた自己負担金額を利用者が福祉用具販売事業者を支払う。
- ③【購入】福祉用具を購入し、利用者負担額（1～3割）を支払う。
- ④【支給申請】支払後、市に対して支給申請を行う。
- ⑤【支給決定】市は事業者に対して、支給限度基準額の範囲内で、②の金額を除いた購入費用額（7～9割）を支給する。



2. 福祉用具の種類

種類	内容
腰掛便座	①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの ※腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む。
	②洋式便器の上に置いて高さを補うもの
	③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
	④便座、バケツ等からなり移動可能である便器 ※水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。 ※但し、設置に要する費用については、法に基づく保険給付の対象とならない。
自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの ※専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品を除く。
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの ※専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品を除く。
入浴補助用具	①入浴用いす ※座面の高さが概ね35cm以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。
	②浴槽用手すり ※浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。
	③浴槽内いす ※浴槽内に置いて利用することができるものに限る。
	④入浴台 ※浴槽の縁にかけて浴槽の出入りを容易にすることができるものに限る。
	⑤浴室内すのこ ※浴室内に置いて浴室の床の段差解消を図ることができるものに限る。
	⑥浴槽内すのこ ※浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。
	⑦入浴用介助ベルト ※居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

簡易浴槽	空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの ※「空気式または折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また居室において必要があれば入浴が可能なものに限る。
移動用リフトの釣り具部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
★スロープ	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの ※便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものを除く。
★歩行器	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることができるもの ※脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターがついている歩行車を除く。
★歩行補助つえ	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

※「★」は令和6年4月から対象品目に追加されたもの

3. 福祉用具購入支給申請の流れ

●購入の相談【利用者⇒事業者】

ケアマネジャー等※に相談し、購入する製品や費用を確認

※福祉用具購入以外にサービス利用がない利用者は、福祉用具専門相談員による手続きも可能

償還払

受領委任払

●事前相談【事業者⇒市】

破損等による同種目の再購入や複数機能をもつ用具の購入の場合に実施

【必要書類】

- ☐見積書
- ☐購入品のカタログの写し
- ☐特定福祉用具販売計画書
- ☐破損個所が確認できる写真のみ（破損による再購入の場合）
- ☐介護状況や身体状況の変化が確認できる書類（状態悪化等による再購入の場合）
- ☐スロープの設置予定場所がわかる写真（スロープ購入の場合）

●受領委任払事前承認申請書の提出【利用者(事業者)⇒市】

【必要書類】

- ☐事前承認申請書（第5号様式）
- ☐見積書
- ☐購入品のカタログの写し
- ☐特定福祉用具販売計画書
- ☐スロープの設置予定場所がわかる写真（スロープ購入の場合）

●承認【市⇒事業者】

市が事前申請を審査し、適正であればメールを事業所へ送付

●購入

利用者は全額支払

●購入

利用者は1割から3割支払

●支給申請書の提出【利用者(事業者)⇒市】

【必要書類】

- ☐介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書
- ☐見積書（償還払の場合）
- ☐購入品のカタログの写し
- ☐領収証（原本）
- ☐委任状（口座名義人が被保険者以外の場合）
- ☐特定福祉用具販売計画書
- ☐スロープの設置場所がわかる写真（スロープ購入の場合）

利用者等に支給

※委任状提出の場合は、
委任先に支給

事業者へ支給

Q&A 事務編

	質 問	回 答
1	押印は必要か。	支給申請書、同意書、委任状には押印が必要です。 ※スタンプ印（シャチハタ）は不可
2	振込先の口座写しは必要か。	償還払の場合は必要です。
3	振込はいつになるのか。	書類に不備がなければ、支給申請の翌月末です。
4	生活保護受給者が受領委任払を利用するときの注意点は何か。	受領委任払を利用する前に担当ケースワーカーに受領委任払を利用することについて了解をとってください。
5	書類の記載事項を間違えたらどうすればよいか。	訂正が必要となる場合がありますのでご連絡ください。 ※修正液や修正テープなどは使用不可
6	支給申請書に添付する領収書はコピーでもよいか。	原本を添付してください。 ※窓口で受付印を押印後コピーして原本を返却します。 (厚生労働省介護サービス関係Q&A参照)
7	事前承認申請時に提出する「特定福祉用具サービス計画書」に同意の署名は必要か。	購入の意思を確認するため、同意の署名は必要です。
8	特定福祉用具販売計画書の同意欄に、日付の記入欄がない様式をしているが同意日は必要か。	同意日は必要です。 ※署名欄のそばに同意日を記入してください。
9	住宅改修で受領委任払登録事業者になっているが、特定福祉用具販売の登録申請はしなくてよいか。	住宅改修と特定福祉用具販売は別々に登録が必要です。

10	受領委任払登録事業者（変更・廃止等）届出書とは何か。	様式の記載事項に変更が生じた場合に御提出してください。
11	受領委任払事前承認申請の承認を受ける前に納品したいが可能か。	納品は可能です。 ただし、購入代金の受け取りは受領委任払承認後でなければいけません。
12	受領委任払申請をしたが、承認決定前に利用者が死亡した場合、受領委任払は可能か。	利用者が死亡していた場合は、受領委任払は承認できません。 ※納品済の場合は、償還払により申請してください。
13	自己負担額を計算したら、小数点以下が発生した場合はどうすればよいか。	自己負担額を1円未満切り上げ、支給申請額を1円未満切り捨てで計算してください。

Q & A 福祉用具購入

		質 問	回 答
1	複数機能付き福祉用具	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば対象として差し支えありません ※機能が複数あるもの（腰掛便座の暖房・ソフト便座・自動排泄、ラッピング等）は、購入前に市に相談してください。 ※相談時には、福祉用具サービス計画書が必要です。
2	部品購入	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合、支給対象となるか。	福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市が部品を交換することを必要と認めた場合には、対象になります。
3	同一種目の複数購入	部品交換を伴わない修理を行った場合、支給対象となるか。	部品交換を伴わない修理は支給対象外です。
4		浴室と浴槽内の段差を解消するために浴槽台を2台購入したいが、支給対象となるか。	同一種目の複数購入は対象外です。
5		自宅にトイレが2つあるため、腰掛便座を2台購入したいが、支給対象となるか。	同一種目の複数購入は対象外です。
6		状態の悪化により既に購入した福祉用具の機能では介護の対応ができない場合、同一種目の購入は支給対象となるか。	被保険者の介護の程度が著しく高くなり、既に購入している福祉用具が使用できない場合は支給対象となる場合がありますので、購入前に市に相談してください。 ※相談時には、福祉用具サービス計画書及び介護状況や身体状況の変化に係る経緯等を確認できる資料の添付が必要です。

7	破損による再購入	既に購入した福祉用具が破損した場合、再度購入は支給対象となるか。	破損した場合の再度購入は支給対象になる場合がありますので、購入前に市に相談してください。 ※相談時には、福祉用具サービス計画書及び破損状況が確認できる書類が必要です。
		購入したシャワー椅子の部品が破損し、既に部品がない場合、再度購入は可能か。	部品がなく修理出来ない場合は、破損と同様に支給対象となる場合がありますので、購入前に市に相談してください。
8	汚損による再購入	既に購入した福祉用具に、ヌメリやカビがあるため再度購入をしたいが、支給対象となるか。	汚損による再購入は対象外です。
9	経年劣化による再購入	以前購入した福祉用具が経年劣化した場合、再度購入は可能か。	経年劣化による再購入は対象外です。
10	貸与と購入の選択制福祉用具の複数購入	選択制福祉用具（スロープやロフトストランドクラッチ）は複数購入可能か。	必要性が確認できれば複数購入可能。 ただし、スロープの初回購入については、事前相談なしで複数購入可能ですが、スロープの2回目以降及び歩行器、歩行補助杖の購入時は事前相談が必要です。 必要書類等については、7ページをご確認ください。
11	事前相談を必要とするケース	どのようなものが対象か。	複数機能や、破損・状態変化等を理由とした同一種目は、必ず事前に市にご相談ください。 その他、過去の購入歴等何かありましたら随時、ご連絡、ご相談ください。 購入後の相談は受けかねます。